

〔告 示〕

○令和三年十月三十一日執行の衆議院  
比例代表選出議員選挙東海選挙区に  
おける欠員による繰上補充の選挙会  
の場所及び日時に関する件

(中央選挙管理会 一一)

○令和元年七月二十一日執行の参議院  
比例代表選出議員の選挙における欠  
員による繰上補充の選挙会の場所及  
び日時に関する件(同一三)

(法務 一一二)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性  
及び安全性の確保等に関する法律第  
二条第五項から第七項までの規定に  
より厚生労働大臣が指定する高度管  
理医療機器、管理医療機器及び一般  
医療機器の一部を改正する件

(厚生労働 一九八)

○保安林の指定をする件  
(農林水産 九一三～九二〇)

二

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基  
づき、肉用子牛の主要な生産地域に  
所在する家畜市場であつて農林水産  
大臣の指定するものを指定する件の  
一部を改正する件(同九二一)

○農薬を登録した件(同九二二)

○農薬の登録が失効した件(同九二三)

○通訳案内士法施行規則第三条第三号  
の規定に基づき観光庁長官が定める  
者を定める告示の一部を改正する告  
示(観光庁 一四)

○道路に関する件

(沖縄総合事務局 一三)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

国家公安委員会 警察庁 金融庁・財  
務省・農林水産省 法務省

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基  
づく一般旅券の返納命令に関する通知  
(外務省)

国家試験

令和六年公認会計士試験第Ⅱ回短答式  
試験の試験場

(公認会計士・監査審査会)

令和六年度獣医師国家試験予備試験  
(公告)(農林水産省)

七

六

五

五

五

五

四

三

〔公 告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、土地家屋調査士  
懲戒処分、国営西濃用水第三期土地  
改良事業(農業用排水)計画、三  
養基土地改良区役員の退任及び就  
任、三養基土地改良区の定款変更の  
認可、登録包括信用購入あつせん業  
者の営業の廃止関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、  
特別清算、会社更生、再生、所有者  
不明関係  
会社その他

三 九

八

○観光庁告示第十四号

通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の規定に基づき、通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年五月十日

観光庁長官 高橋 一郎

通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める告示の一部を改正する告示

通訳案内士法施行規則第三条第三号の規定に基づき観光庁長官が定める告示（平成十八年国土交通省告示第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第三条第三号の観光庁長官が定める者は、次の各号に掲げる科目について、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 外国語（中国語に限る。）次に掲げる者 イ・ロ（略）</p> <p>ハ 国家中国語能力試験推進委員会が実施する華語文能力試験（TOCFL）のLevel6精通級（C2）に合格した者</p> <p>六～九（略）</p>	<p>通訳案内士法施行規則第三条第三号の観光庁長官が定める者は、次の各号に掲げる科目について、それぞれ当該各号に定める者とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 外国語（中国語に限る。）次に掲げる者 イ・ロ（略） （新設）</p> <p>六～九（略）</p>

附則

この告示は、公布の日から施行する。